



令和2年5月1日現在

新型コロナウイルス感染症の 影響を受けた方への支援

長野県飯島町

新型コロナウイルス対策支援制度①

町民の皆様向け

No.	助成金名称	概要	対象者	支給額	申請期間	問合せ先
1	特別定額給付金 	新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う家計への支援として、国民1人あたり10万円を支給することになりました。	・住民票のある人（令和2年4月27日時点）に対し1人当たり10万円の給付。 ただし受給できるのは世帯主で、「郵送申請方式」や「オンライン申請方式」などによる申請が必要。 【配偶者から暴力を理由に避難している方の申出の手続き】※注1 今お住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ「申出書」の提出が必要。	給付対象者1人につき10万円 （原則口座振込）	①5月中旬、申請様式を送付 ②申請期間は3カ月間 ③配偶者から暴力を理由に避難している方の申出の手続きをされる方は令和2年4月24日から4月30日	◆飯島町役場 企画政策課 企画調整係 0265-86-3111 8時30分～17時15分 ※注1 ◆飯島町役場 住民税務課 住民係 0265-86-3111 8時30分～17時15分
2	子育て世帯への臨時特別給付金 	子育て世帯に関しては、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金（一時金）を支給することになりました。	対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者（特例給付対象者は対象外） 【対象児童】児童手当の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）※3月31日までに生まれた児童が対象	児童1人につき1万円 （6月支給予定）	特段の申請は不要 （公務員の方は別途申請が必要です。）	◆飯島町役場 住民税務課 住民係 0265-86-3111 8時30分～17時15分
3	住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充 （住居確保給付金の対象範囲の拡充）	休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して、支援します。	・離職、廃業後2年以内の者 ・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者	【支給額】賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額） 【支給要件】 ①収入要件②資産要件③求職活動等要件等（問合せ先へ確認） 【支給期間】3カ月 【支給方法】賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付	①令和2年4月最終週を目処に確定・公表予定 ②生活就労支援センターとの相談日の調整をします。	◆飯島町社会福祉協議会 地域福祉係 0265-86-5511

新型コロナウイルス対策支援制度②

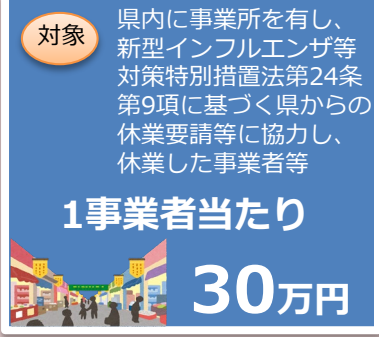

No.	助成金名称	概要	対象者	支給額	申請期間	問合せ先
4	緊急小口資金の特例 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white;"> <p>対象 一時的に資金が必要な人 (主に休業された方)</p> <p>貸付上限額 学校の休業 個人事業主等の特例の場合 20万円以内 その他の場合 10万円以内</p> </div>	<p>新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化することになりました。</p>	<p>一時的な資金が必要な人（主に休業された方）</p> <p>(特例措置の内容) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯</p>	<p>【貸付上限】 ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内</p> <p>【据置期間】 1年以内</p> <p>【償還期限】 2年以内</p> <p>【貸付利子】 無利子</p>	令和2年3月25日～	◆飯島町社会福祉協議会地域福祉係 0265-86-5511
5	総合支援資金 (生活支援費)の特例 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white;"> <p>対象 生活の立て直しが必要な人 (主に失業された方)</p> <p>貸付上限額 2人以上の場合 月20万円以内 単身の場合 月15万円以内</p> </div>	<p>生活の立て直しが必要な人（主に失業された方）</p> <p>(特例措置の内容) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯</p>	<p>【貸付上限】 ・2人以上 月20万円以内 ・単身 月15万円以内</p> <p>【貸付期間】 原則3月以内</p> <p>【据置期間】 1年以内</p> <p>【償還期限】 10年以内</p> <p>【貸付利子】 無利子</p>			

新型コロナウイルス対策支援制度③


個人事業主・企業の皆様向け

No.	助成金名称	概要	対象者	支給額	申請期間	問合せ先
1	持続化給付金  <p>対象 売上が前年度月比で50%以上減少している事業者</p> <p>個人事業主 最大100万円</p> <p>法人 最大200万円</p> <p>※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。</p>	<p>感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくための給付金</p> <p>法人：200万円 個人：100万円</p> <p>※昨年1年間の売上からの減少分が上限</p> <p>◆50%減少の月の対象期間 令和2年1月～令和2年12月のうち、2019年同月比で売上が50%以上減少したひと月を選択</p> <p>◆売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による売上が前年同月比で50%以上減少している者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金10億円以上の大企業を除き、中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等 ・医療法人、農業法人等会社以外の法人も予定 	<p>法人：200万円 個人事業者：100万円</p> <p>※ただし、昨年1年間の売り上げから減少分を上限とします。</p>	<p>令和2年4月最終週を目処に確定・公表予定</p> <p>（国の補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始）</p>	<p>◆中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183 9:00～17:00 （平日・休日）</p>
2	雇用調整助成金の特例措置  <p>対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主</p> <p>休業手当の助成率引上げなど</p> <p>雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象化</p>	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成</p> <p>◆令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5) ・解雇等を行わない場合、助成率を上乗せ(中小企業9/10) ・1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能 ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に <p>など</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）</p>	<p>①休業手当に対する助成率の引き上げ</p> <p>②解雇等行わない場合、助成率の上乗せなど</p>	<p>令和2年4月1日～令和2年6月30日</p>	<p>◆長野労働局職業対策課 026-226-0866 8:30～17:15 （平日のみ）</p> <p>◆ハローワーク伊那 0265-73-8609 8:30～17:15 （平日のみ）</p> <p>◆雇用調整助成金相談コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00 （土日・祝日含）3</p>

新型コロナウイルス対策支援制度④

No.	助成金名称	概要	対象者	支給額	申請期間	問合せ先
3	県・市町村連携型新型コロナウイルス拡大防止協力金 	県からの要請に協力して施設の使用停止（休業）等を行った事業者に対し協力金等を支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内施設を有し、当該施設の使用停止（休業）を行った事業者 ・ 県内に食事提供施設を有し、当該施設の営業時間の短縮等と酒類の提供時間制限を行った事業者 ・ 県が要請する全期間協力した事業者 	1事業者当たり30万円（1回限り） 【内訳】 県：20万円 市町村：10万円	募集要項公表 4月30日 受付開始 5月7日～2週間程度 支援金の支給 5月下旬～	◆協力金等に関する専門相談窓口 026-235-7945（長野県）
4	県・市町村連携型新型コロナウイルス拡大防止支援金 	県からの要請に協力して施設の使用停止（休業）等を行った事業者に対し協力金等を支給	県内に観光目的に利用する集会・展示施設、観光・宿泊施設等を有し、県からの観光往來の自粛要請に協力して、当該施設の使用を行った事業者	1事業者当たり30万円（1回限り）	募集要項公表 4月30日 受付開始 5月7日～2週間程度 支援金の支給 5月下旬～	◆協力金等に関する専門相談窓口 026-235-7945（長野県）
5	飯島町商工業振興資金「経営安定資金」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年4月1日～令和3年3月31日 ・ 融資限度額：2,000万円以内 ・ 融資期間：120ヶ月以内（据置18ヶ月以内） ・ 融資利率：1.80% ・ 利子補給：7年目まで1.80%、8年目より1.10% ・ 信用保証料：町が全額補助 	【運転資金】 （法人）町内に事業所を有する事業者 （個人）町内に住所を有する事業者 【設備資金】 町内に設置する設備 【貸付要件】 県制度資金（健全化支援資金）の貸付要件を満たす者	融資限度額2,000万円以内	認定申請 令和3年3月31日まで （融資実行が令和3年3月31日までにできるものに限る）	◆飯島町役場産業振興課商工係 0265-86-3111 8時30分～17時15分 ◆アルプス中央信用金庫飯島支店 0265-86-3147 （窓口）9時～15時 （電話）9時～17時 ◆八十二銀行 飯島支店 0265-86-4826 （窓口）9時～15時 （電話）9時～17時

新型コロナウイルス対策支援制度⑤

No.	助成金名称	概要	対象者	支給額	申請期間	問合せ先
6	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成金 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)	学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対する助成金 【適用日】 令和2年2月27日から3月31日の間に取得した休暇 ※期間を延長し、令和2年4月1日から令和2年6月30日までに取得した休暇等についても支援を行う予定。	子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。 ※大企業、中小企業ともに同様	令和2年4月15日頃公表予定	◆学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00(土日・祝日含)
	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 10px;"> <p>対象 小学校等の休校のため、子どもの世話をを行うことが必要な労働者に対して有給休暇を取得させた事業主※</p> <p> × 10/10 (日額上限8,330円)</p> <p>休暇中に支払った賃金相当額</p> <p>※小学校、義務教育小学校(小学校課程のみ)、保育所、認定子ども園等</p>  </div>					
7	新型コロナウイルス感染症による学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	学校等が臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった子育て世代を支援する 【適用日】 令和2年2月27日から3月31日の間に取得した休暇 ※期間を延長し、令和2年4月1日から令和2年6月30日までに取得した休暇等についても支援を行う予定	以下のいずれにも該当する方 ①保護者であること ②臨時休業等をした子どもの世話をを行うこと ③臨時休業等の前に、業務委託契約等を締結していること ④臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと	就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)	令和2年3月18日~令和2年9月30日	◆学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00(土日・祝日含)
	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 10px;"> <p>対象 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者※</p> <p>1日あたり(定額) 4,100円</p> <p>※小学校、義務教育小学校(小学校課程のみ)、保育所、認定子ども園等</p> </div>					

町税・公共料金等の 取り扱いについて

地方税の納税の猶予

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

- ①災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合
- ③事業を廃止し、又は休止した場合
- ④事業に著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

固定資産税等の軽減

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年※の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。
詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

申請書類・手続等

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>

水道料金の支払い猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金の支払いが困難な方を対象に、相談により支払い猶予の対応が可能となる場合があります。

(お問い合わせ先)

飯島町役場建設水道課水道係 0265-86-3111 (内線131)

下水道料金の支払い猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に下水道料金の支払いが困難な方を対象に、相談により支払い猶予の対応が可能となる場合があります。

(お問い合わせ先)

飯島町役場建設水道課水道係 0265-86-3111 (内線131)

町営住宅家賃の支払い猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に町営住宅家賃の支払いが困難な方を対象に、相談により支払い猶予の対応が可能となる場合があります。

(お問い合わせ先)

飯島町役場建設水道課調査計画係 0265-86-3111 (内線144)